



株式会社 環境総合研究所

ENVIRONMENTAL DUE DILIGENCE CASE STUDY

環境デューデリジェンス 事例レポート vol. I 土壤汚染リスク



PROJECT INFO

LOC.: 北関東
TARGET : 機械製造業・1拠点
SERVICE: Environmental DD
(Full Scope)

機械製造業を手掛ける対象企業のM&Aに際し、対象企業の健全性調査の一環として環境DDをご依頼いただきました。

今回、主要製造工場1拠点を対象として、フルスコープでの調査を実施し、典型6公害（大気、水質、騒音・振動、悪臭、土壤）のほか、廃棄物・アスベスト・PCBや労働安全衛生などの項目で調査を実施しました。



OVERVIEW

水質汚濁や土壤汚染、労働安全衛生など業種業態に特有のリスクを網羅する多様な調査手法を駆使

今回対象となった工場は工業団地に立地し、金属加工、塗装、洗浄などの工程を含む機械製造を手掛けていました。

業種業態を鑑み、水質汚濁防止法に基づく特定施設への該当や、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質の使用、大型工作機械やコンプレッサーなどの騒音・振動の管理、労働安全衛生法に基づく塗装工程などのばく露防止などを確認する方針と定めました。

本調査では、開示資料に基づくデスクトップ調査、実務者等へのインタビュー調査、現地調査（サイトビジット）での目視調査と、必要に応じてサイトビジットの際に限定的なサンプリング調査・ラボ分析を実施し、リスク評価・インパクト評価を行い、報告（報告書・リスク一覧）しました。

GET IN TOUCH

- 〒350-0844 埼玉県川越市鴨田592-3
049-225-7264
<https://www.kansouken.co.jp>



RESULT

前の工場所有者による、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質(VOC;揮発性有機化合物)の使用が発覚

調査の結果、当該工場では、水質汚濁防止法や土壤汚染対策法の規制物質の使用がなく特定施設への該当はありませんでした。また各種環境規制基準も遵守されており、アスベストの調査は過去に実施済み、労働安全衛生規則違反も認められず、レッドフラッグに該当するような重大な法令違反や、顕在化した環境事故・著しい苦情といった事象は確認されませんでした。

しかし、地歴調査の結果、対象企業は2000年に当該工場を居抜きで購入しており、前使用者は当該地で、土壤汚染対策法に基づく特定有害物質(VOC;揮発性有機化合物)を多量に使用していましたことが判明し、対象地の土壤汚染リスクが認められました。

INSIGHT

土壤汚染対策法では、前所有者が汚染した土地であっても、現所有者が汚染調査や、必要な措置を講じる義務を負います

土壤汚染対策法の施行は2003年で、規制対象となる特定有害物質は重金属、有機溶剤、農薬など26種類あり、特定有害物質を使用している特定施設を廃止したときや一定規模以上の土地の形質変更をした際などに、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせる必要があります。

今回のように、法施行以前に取得した土地については、前所有者が特定有害物質を使用していた施設であっても、土壤汚染調査を実施せず、土壤汚染が確認されないまま新しい所有者が使用している場合があります。

APPENDIX

都道府県等が把握した土壤汚染の調査の件数は年々増えており、土壤汚染が見つかる件数も増えています。

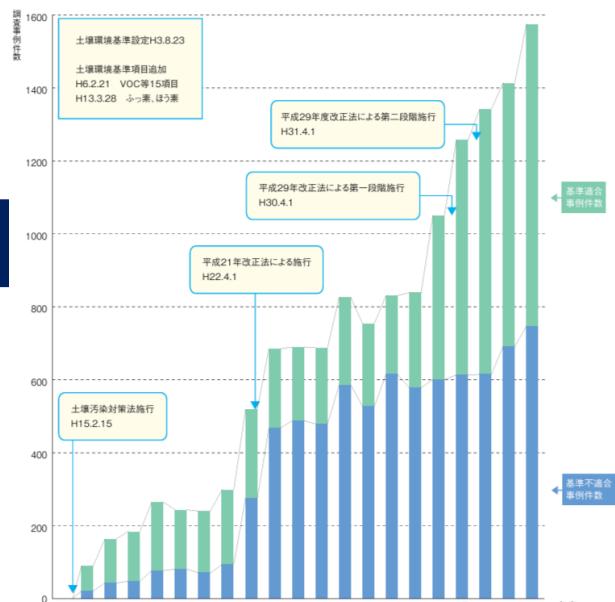
特定有害物質の規制基準には、①地下水摂取などによるリスクからは土壤溶出量基準が、②直接摂取によるリスクからは土壤含有量基準が定められています。土壤汚染調査を実施したうち、約半数が、基準超過との結果が示されています。

FUTURE OUTLOOK

土壤汚染対策法基準での土壤汚染調査を実施し、将来的な財務インパクトを把握

当社は土壤汚染リスクの把握だけでなく、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関として、法に準拠した土壤汚染調査が可能です。

本件のように、土壤汚染リスクが見つかった場合、法に基づく土壤汚染調査をご提案し、土壤汚染の実態を把握、将来的に必要な措置や財務インパクトの試算などをご提供いたします。



土壤汚染判明事例件数(土壤汚染対策法の対象となったもの)
(出典)「令和4年度土壤汚染対策法の実施状況及び土壤汚染調査・対策事例等に関する調査結果」